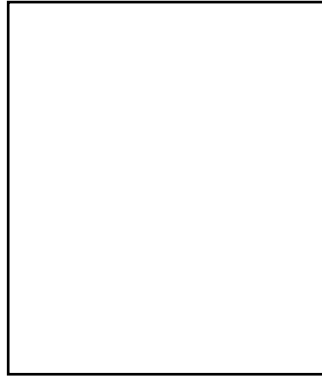


大和市文化芸術振興基本計画〔第 3 期〕（案）



はじめに

大和市文化芸術振興基本計画[第3期]

目次

計画策定にあたって	01
第2期計画の取り組みと評価	07
文化芸術を取り巻く環境の変化	15
計画の体系	19
文化芸術振興の担い手と役割・モニタリング	31
付属資料	37

計画策定にあたって

計画策定の背景

計画策定の目的

計画が対象とする文化芸術の領域

計画の期間

計画の性格

(1) 計画策定の背景

①国の取り組み

○文化芸術に関する法整備

- ・我が国では、国民の文化に対する関心や期待の高まりを背景に、平成13年（2001年）に「文化芸術振興基本法（以下、基本法）」を制定し、文化芸術の振興を図るための基本理念を明らかにするとともに、その実現のために必要となる施策の基本的事項を定めました。そして、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を策定し、様々な文化芸術施策を展開してきました。
- ・また、「基本法」の基本理念にのっとり、地域の文化拠点として重要な役割を担う劇場、音楽堂等に対し、その定義を明確にし、活性化を図ることを目的として、平成24年（2012年）に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（以下、劇場法）」を制定しました。これにより、劇場、音楽堂等の法的位置づけや期待される役割、その実現のための体制および施策等を明確にし、実演芸術をはじめとする地域の文化芸術の振興のための環境整備が一層図られるようになりました。

○文化芸術を取り巻く社会状況の変化

- ・今日、少子高齢化やグローバル化の進展等の社会状況が大きく変化する中で、文化芸術によって生み出される多様な価値をあらゆる関連施策に取り込み、得られた成果を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させる総合的な取り組みが求められるようになりました。
- ・さらに、平成32年（2020年）の開催が決定した東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、東京2020大会）は、スポーツの祭典であると同時に、文化の祭典であることから、これを契機として実施する「文化プログラム」の全国展開を図ることで、我が国の文化芸術を世界へ発信するとともに、次世代に誇れる文化芸術の新たな価値をレガシー（遺産）として創出する好機としています。

○基本法の改正

- ・このような社会状況の変化に対応するため、平成29年（2017年）に「基本法」の初めてとなる改正が行われ、名称も「文化芸術基本法（以下、改正基本法）」と改めました。「改正基本法」では、基本理念や施策の基本的事項等を見直すほか、文化芸術施策の目指すべき姿や施策の方向性を示す「文化芸術推進基本計画」を新たに策定することとし、従来の文化芸術の振興にとどまらず、あらゆる分野との連携を視野に入れた総合的かつ計画的な文化芸術施策の展開を図ることとしています。
- ・これをきっかけに、文化芸術とあらゆる分野との連携を図るための各個別法や国家戦略が制定、策定されるなど、我が国の文化芸術施策は大きな転換点を迎えています。

②神奈川県取り組み

- ・神奈川県では、平成20年（2008年）に、県内における多様な文化芸術の振興を図るため、「神奈川県文化芸術振興条例」を制定し、平成21年（2009年）には、同条例に基づき、文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標および施策の方向性を示すことを目的とした「かながわ文化芸術振興計画」を策定しました。
- ・これにより、創造型劇場である「神奈川芸術劇場（KAAT）」の活用や文化芸術によるまちのにぎわいづくりを目指す「マグネット・カルチャー（マグカル）事業」を積極的に展開し、神奈川県独自の文化芸術施策を実施しています。

③本市取り組み

○本市の文化芸術振興の歩み

- ・本市では、平成21年（2009年）、誰もが共通して願う「健康」を市政の中心に据え、「健康創造都市やまと」を将来都市像に掲げる「第8次大和市総合計画」（以下、総合計画）を、市政における最上位計画として策定しました。この「総合計画」では、都市の構成要素である「人」、「まち」、「社会」を健康の視点で捉え、それぞれを良好な状態にすることにより、市民生活の向上を図るまちづくりを目指しています。
- ・文化芸術の分野では、「基本法」において地方自治体の責務として定めた「国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策の策定及び実施する」ことを踏まえ、本市の将来都市像「健康創造都市やまと」を文化芸術の側面から実現を図るため、同年に「大和市文化芸術振興条例（以下、条例）」を制定しました。
- ・この「条例」は、本市における文化芸術振興の基本理念のほか、市民、市の役割、その他施策の基本的事項等を定めることで、文化芸術振興の総合的な推進を図り、心豊かで潤いのある市民生活、活力ある地域社会の実現を目指すという本市の明確な意思を示すものです。
- ・また、「条例」に基づくプランとして、文化芸術振興に関する総合的かつ計画的な取り組みを推進するため、平成23年（2011年）に「大和市文化芸術振興基本計画」を策定し、この計画に基づいて様々な文化芸術事業を展開しています。

○文化創造拠点の誕生

- ・昭和47年の開館以降、長年にわたり市民の文化芸術の発表の場としてその活動を支えてきた「生涯学習センターホール」は、建物の老朽化や設備機能の著しい低下により市民の文化芸術活動に対する高いニーズに十分応えることが難しくなったことから、新たな芸術文化ホール建設へ向けて大きな期待が寄せられることとなりました。
- ・そのような背景から、本市では大和駅東側第4地区における文化複合施設「文化創造拠点シリウス」の整備に向けた取り組みを進め、平成28年（2016年）11月、同施設内に念願であった「やまと芸術文化ホール」を開館しました。
- ・同施設は高い音響性能や舞台設備を備えたメインホールをはじめ、さまざまな用途にも対応できるサブホールのほか、大型作品を含む幅広い展示ができる本格的なギャラリー等を有し、市民の文化芸術活動を支え、創造力を育む文化創造拠点として、多くの市民に親しまれる施設となるなど、本市の文化芸術の環境は大きくかつ急速に変化をしています。

(2) 計画策定の目的

- ・平成31年(2019年)3月に、「総合計画」が10年の計画期間を終え、これからの10年間を見据えた新しい計画(以下、健康都市やまと総合計画)を策定し、「総合計画」の内容を継承しつつ、時代の変化に合わせた新しいまちづくりの方向性を示しています。
- ・同様に、現在運用している「大和市文化芸術振興基本計画[第2期](以下、第2期計画)」が、その計画期間を終えることから、「第2期計画」の内容を見直し、本市における文化芸術の更なる振興を図るとともに、文化芸術を取り巻く環境の変化等を踏まえ、文化芸術によって生み出される多様な価値をあらゆる分野へ生かす、文化芸術振興の総合的かつ計画的な取り組みを推進するため、「大和市文化芸術振興基本計画[第3期](以下、本計画)」を策定します。

(3) 計画が対象とする文化芸術の領域

- ・「本計画」においては、文化芸術振興の総合的な取り組みを推進するため、「改正基本法」に例示されている芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、文化財等のあらゆるジャンルの文化芸術を対象とします。
- ・加えて、上記のどのジャンルにも当てはまらないような、創造力に富んだ「新たな文化芸術」を対象に含めるものとします。
- ・また、その具体的な取り組みにあたっては、関係するあらゆる分野との連携を図りながら、推進することとします。

「改正基本法」における文化芸術の例示

芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能

芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

生活文化：茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化

国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽

出版物及びレコード等

文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術

地域における文化芸術：各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

(4) 計画の期間

- ・「本計画」は、「健康都市やまと総合計画」の前期基本計画との整合を図り、計画期間を平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

	平成31年 2019年	平成32年 2020年	平成33年 2021年	平成34年 2022年	平成35年 2023年	平成36年 2024年	
健康都市やまと総合計画 (前期基本計画)	平成31年（2019年）～						
大和市 文化芸術振興条例	平成21年（2009年）～						
大和市 文化芸術振興 基本計画	平成31年（2019年）～						
文化芸術推進 基本計画	平成30年（2018年）～						

(5) 計画の性格

- ・「本計画」は、第2期計画の取り組みや考えを継承するとともに、国の動向等を踏まえ、次の4つの性格を持ったプランとします。

①将来都市像を文化芸術の側面から実現する計画

- ・総合計画は、市が行うすべての施策や事業の根拠となる計画です。
- ・「本計画」は、「健康都市やまと総合計画」に掲げる将来都市像を文化芸術の側面から実現するためのプランです。

②条例の目的、基本理念を具現化する計画

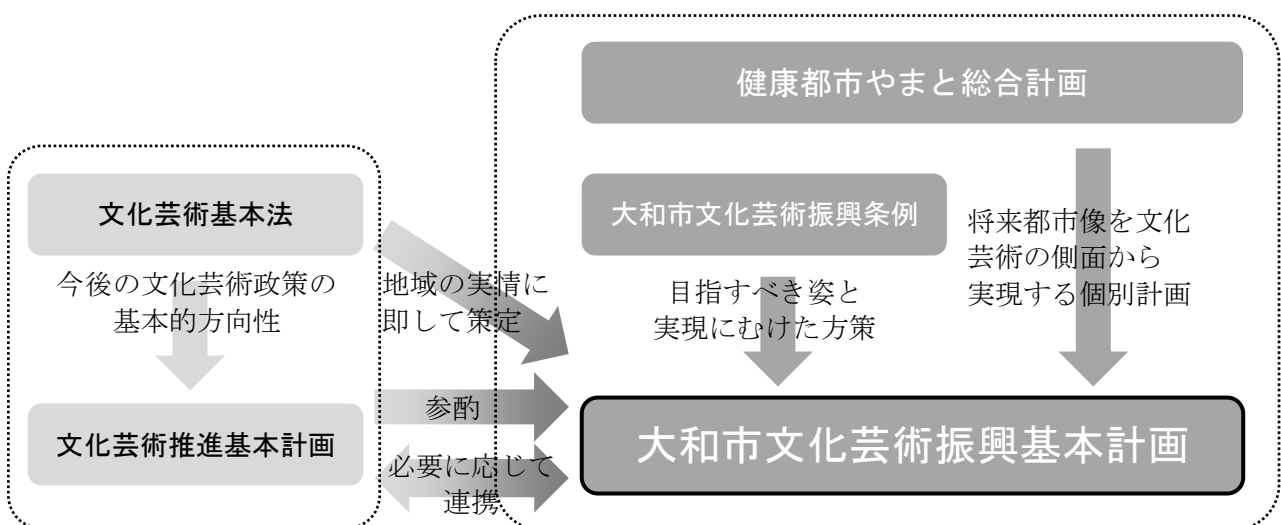
- ・「条例」は、文化芸術振興を総合的な推進を図るとする本市の意思を明確に示すもので、文化芸術施策の拠り所となるものです。
- ・「本計画」は、この条例に定められた目的、基本理念を具現化するため、目指すべき姿およびその実現に向けた方策を示すプランです。

③市民と市の役割を明らかにし、共有することができる計画

- ・「条例」には、第3条に市民の役割、第4条に市の役割をそれぞれ定めています。
- ・「本計画」は、文化芸術に関わる各主体が担う役割を明らかにし、それを共有することができるプランです。

④「改正基本法」の趣旨を踏まえ、国の施策との連携を図る計画

- ・改正基本法第7条の2では、国の「文化芸術推進基本計画」を参酌し、地域の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（以下、地方文化芸術推進基本計画）を策定するよう努めることとしています。
- ・「本計画」は、「改正基本法」に規定する「地方文化芸術推進基本計画」として位置づけ、本市の文化芸術振興の総合的な推進にあたり、必要に応じて国の施策との連携を図るプランです。



第2期計画の取り組みと評価

施策目標1 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める

施策目標2 地域の文化を大切に守り、次代につなぐ

施策目標3 すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる

施策目標4 文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる

施策目標5 大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする

施策目標6 多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

施策目標 1 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める

【モニタリング項目 1】過去 1 年間において 1 回以上文化芸術の鑑賞を行った市民の割合

目標	80.0%
実績	平成 30 年度
	65.9%

【モニタリング項目 2】自ら文化芸術活動を行っている市民の割合

目標	40.0%
実績	平成 30 年度
	30.5%

【モニタリング項目 3】文化芸術活動が盛んに行われていると思う市民の割合

目標	56.4%
実績	平成 28 年度
	45.7%

【現状と課題】

○幅広い文化芸術事業の展開

やまと芸術文化ホールの開館により、これまで本市で見られることの少なかった質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供しているほか、プロのアーティストとの交流を通じて市民の文化芸術への理解を深めるなど、市民の創造意欲を掘り起こし、主体的な活動へつなげる取り組みが進められています。

しかし、市民アンケート調査の結果から、時間的な余裕がないことや情報が十分伝わっていないなどの理由により、これらの鑑賞、活動に参加できていない市民も多いことから、それらのニーズに対する状況を把握し、取り組みを一層強化していく必要があります。

○地域間連携、他分野連携

市内の文化芸術活動がやまと芸術文化ホールに集中し、各地域で定着していた活動が希薄になることが懸念されます。やまと芸術文化ホールを拠点として、各地域の文化施設が連携し、文化芸術活動の一層の促進、展開を図り、市民にとってより身近な場所で文化芸術を親しめる環境づくりに努めます。

また、文化芸術により生み出される多様な価値は、私たちの生活に様々な恩恵をもたらし、まちのあらゆる課題を解決する手段として大いに期待されています。あらゆる分野でその価値を発揮するとともに、文化芸術の裾野を広げていくための取り組みを推進します。

○文化芸術への関わり方の多様化

文化芸術に関わる活動は、表現者や鑑賞者としてだけでなく、イベント等における「文化コーディネーター」や「運営ボランティア」のほか、寄附による支援等、その形態は様々です。

中でも、寄附については、文化芸術活動を継続的かつ安定的に行うため、資金面から文化芸術を支える重要な要素であることから、市で管理している基金の周知を図り、より多くの支援を集められるよう働きかけを強化します。

施策目標 2 地域の文化を大切に守り、次代につなぐ

【モニタリング項目 1】大和市の歴史や文化は、しっかりと継承されていると思う市民の割合

目標	42.9%
実績	平成 28 年度
	38.3%

【モニタリング項目 2】歴史文化施設の利用者数

目標	51,300 人
実績	平成 29 年度
	39,997 人

【現状と課題】

○地域文化の継承

文化財の調査研究は地道な作業であり、その調査成果は必ずしも親しみやすいものではありません。そのため、研究の調査報告書のほか、わかりやすさを重視した刊行物の発行や文化財関連講座の開催、市民の知的欲求に応えられる展示テーマを模索するなど、市の歴史や文化を身近に感じられることが重要であると考えます。また、各催しの周知を強化するため、ホームページの充実等が必要となります。

平成 29 年度（2017 年度）には、「福田の廻り地蔵および講中道具」を新たに市指定重要有形民俗文化財に指定し、それを披露するための巡回展を開催しました。

一方で、少子高齢化の進展や所有者の代替わりなどにより、文化財保護に関わる人材やその担い手の不足等、文化財を取り巻く多くの課題も顕在化しています。

○歴史文化施設の活用

歴史文化施設においては、季節ごとの展示替えや企画展の開催により、市域の風習や文化財の紹介に努めています。しかし、市民アンケート調査の結果から、特に若い世代を中心に施設の利用者数が伸び悩んでいることが窺えます。

各種調査（建造物、歴史資料、民俗、埋蔵文化財）を継続して実施するとともに、講や民俗芸能等の無形文化財の映像記録を作成し、記録保存および啓発に努め、各種講座の開催や市域の民話・伝説を紹介する絵本を作成するなど、幅広い世代にも地域の歴史に興味を持っていただくための取り組みが必要になります。

施策目標3 すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる

【モニタリング項目1】市立小学校の文化芸術鑑賞・体験1校当たりの実施回数

目標	2.7回
実績	平成29年度
	3.4回

【モニタリング項目2】市立中学校の文化芸術鑑賞・体験1校当たりの実施回数

目標	1.2回
実績	平成29年度
	1.3回

【モニタリング項目3】対話による美術鑑賞ガイドスタッフの登録者数

目標	50人
実績	平成29年度
	54人

【現状と課題】

○子どもが文化芸術に親しむ機会の提供

教育委員会と協力して実施している「対話による美術鑑賞授業」をはじめ、学校教育の中で文化芸術の鑑賞や体験活動が取り入れられ、子どもたちが本物の作品や舞台芸術に触れる機会が着実に増えています。

また、やまと芸術文化ホールでは子どもを対象にした公演やプロのアーティストとのワークショップ等の事業が展開されるなど、子どもが文化芸術に親しむ環境づくりが着実に進められています。

市民アンケート調査でも、子どもを対象にした文化芸術事業の展開に期待する声が多く寄せられていることから、引き続き事業を推進していくこととします。

○文化芸術の担い手育成

子どもたちは次代の文化芸術の担い手として大いに期待されていますが、少子化の傾向は一層進展することが想定されます。子どもたちの文化芸術に対する興味、関心を効果的に引き出し、次代の担い手として定着、成長させていくためには、教育委員会、文化芸術団体等と連携を図りながら、子どもたちの文化芸術活動をサポートする体制を整備し、個々の状況に合わせた支援を可能にする仕組みを検討する必要があります。

施策目標 4 文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる

【モニタリング項目 1】 イラストレーションデザインコンペの年間応募者数

目標	600 人
実績	平成 29 年度
	317 人

【モニタリング項目 2】 イラストレーションデザインコンペ入賞者への制作依頼件数

目標	30 件
実績	平成 29 年度
	22 件

【モニタリング項目 3】 やまと子ども伝統文化塾受講者数（累計）

目標	1,000 人
実績	平成 29 年度
	1,063 人

【現状と課題】

○文化芸術の継承者育成の強化

全国の若い世代を対象に実施している「YAMATO イラストレーションデザインコンペ」は、この数年の間、応募者数が伸び悩むものの、全国各地から作品の応募があり、若い世代の創造活動の促進に寄与しています。今後も継続して開催し、イベントの更なる周知を図ります。

また、入賞者を活用したイラスト制作は、市役所内を中心に制作依頼の制度が浸透してきたことから、ポスター、チラシ等へのイラスト制作の依頼が増えています。今後は商店会や商工会議所等の民間事業者、団体との連携を強め、入賞者の活用方法を増やすなど、更なる発展を目指します。

「やまと子ども伝統文化塾」の受講者数は増加傾向にあり、複数年定着して受講する子どもや家族や友人の誘いにより新たに参加するなど、受講のきっかけは様々です。これらの伝統文化を習得した子どもがその継承者へと着実につなげていくため、文化芸術団体等と連携し、継続して支援をするための仕組みづくりが必要です。

○文化芸術を支える人材、体制整備

文化芸術団体等を構成するメンバーの高齢化が進み、自主的な活動に支障をきたす状況が起りつつあります。イベント全体をまとめる「文化コーディネーター」や会場の確保、関係者との調整等をサポートする「運営ボランティア」といった文化芸術の支援者が、文化芸術団体等の継続的な活動に欠かせない存在となっています。今後、そのような支援者の活躍の場の創出を図りながら、人材確保に取り組んでいく必要があります。

施策目標 5 大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする

【モニタリング項目 1】芸術文化ホール年間利用者数

目標	230,000 人
実績	平成 29 年度
	306,018 人

【モニタリング項目 2】芸術文化ホールホームページのアクセス件数（累計）

目標	620,000 件
実績	平成 29 年度
	864,710 件

【モニタリング項目 3】YAMATO ART100 来場者数

目標	115,000 人
実績	平成 29 年度
	55,949 人

【現状と課題】

○やまと芸術文化ホールによる P R

やまと芸術文化ホールは開館以来高い稼働率を維持し、その利用者数は想定を大幅に上回るものです。文化芸術の拠点として、市内外をはじめ、全国的に注目をされていることもあり、市主催の事業のほか、文化芸術団体等が開催するイベントも規模を拡大するなど、文化芸術を通じた本市の P R に大きく寄与しています。

やまと芸術文化ホールの運営については、利用者の意見を伺いつつ、指定管理者との情報共有を図りながら、より利用しやすい施設を目指します。

○情報発信の強化

文化芸術に関する情報は、本市のほかに、各施設、文化芸術団体等が情報発信していますが、それぞれのホームページが異なるため、情報が分散し、市民にとって分かりづらい状況となっています。

これらを今後開設予定の大和市版文化芸術プラットフォームに集約するとともに、文化庁や神奈川県が運用を進めているホームページとの連動を図るほか、近年利用が拡大しているスマートフォン専用ホームページ及びアプリケーション、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service : 以下、SNS）の使用を検討し、情報発信の強化を目指します。

また、文化芸術顕彰者によるイベントを継続して開催し、市内を中心に活躍される芸術家を紹介することで、本市の文化芸術の魅力を広く P R します。

施策目標 6 多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

【モニタリング項目 1】国際交流が行われていると思う市民の割合

目標	30.0%
実績	平成 28 年度
	22.3%

【モニタリング項目 2】やまと世界料理の屋台村の認知状況

目標	40.0%
実績	平成 30 年度
	16.3%

【現状と課題】

○文化芸術を通じた国際交流の機会の充実

やまと芸術文化ホールの開館を機に、友好都市である大韓民国京畿道光明市（以下、光明市）の合唱団を招聘し、本市合唱団等とのコラボレーションを通じた文化芸術交流が実現しました。引き続き光明市をはじめとする海外都市との文化芸術を通じた国際交流による機会の充実を図ります。

○文化プログラムの展開

「東京 2020 大会」のほか「ラグビーワールドカップ」、「陸上世界リレー」が本市の近隣で開催されることが決定し、開催期間中には多くの外国人が開催都市を中心に訪れることから、我が国全体で国際交流の機運が高まるものと予想されます。

本市においては、多くの外国人市民が居住しているという文化的特徴から、これを機に文化芸術による「多文化共生社会」の実現に向けた働きかけを一層推進します。

そのため、本市で開催する各文化芸術イベントについて、「東京 2020 大会」を契機として実施される「文化プログラム」を活用し、国や神奈川県と連携を図りつつ、積極的な PR に努めます。

文化芸術を取り巻く環境の変化

人口減少社会とライフスタイルの多様化への対応

幅広い情報通信技術の活用

地域の魅力を創出し、独自性のあるまちの実現

(1) 人口減少社会とライフスタイルの多様化への対応

我が国では少子高齢化の進展に伴い、平成20年（2008年）に人口減少社会に推移しました。この状態が続けば、経済の縮小や医療・介護費の逼迫等、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

本市においては、「健康都市やまと総合計画」の推定によれば、今後もわずかに人口増加をし続け、「本計画」の期間が終了する平成35年（2023年）に約24万人のピークを迎え、その後、緩やかに減少するものとしています。そして、その間も少子高齢化は一層進展し続け、人口構成も大きく変わることが予想されています。

こうした中で、我が国の平均寿命は男女ともに80歳を超えたことから、「人生100年時代」との言葉どおり、定年後も自らの能力を発揮し、また新たな才能を発掘することで、意欲的に自分らしいセカンドキャリアを築く人が増えています。また、生涯未婚率の上昇やパートナーとの死別等により、いわゆる「おひとり様」と呼ばれる単身者が増えたことは、地域コミュニティの形成やビジネスにおけるサービス提供の在り方に変化をもたらすなど、人の一生の捉え方の変化やライフスタイルの多様化が社会に与える影響には今後も注視していく必要があります。

このような社会状況の変化に対応するため、文化芸術の振興を図りつつ、あらゆる分野との幅広い連携を強化し、年齢や障がいの有無、経済状況等に関わらず、誰もが文化芸術に親しめるための環境整備を推進し、文化芸術によって生み出される多様な価値を、地域の諸課題の改善や解決につなげる総合的な取り組みが求められます。

・文化芸術を支える基盤の脆弱化 ⇒ 視点①：文化芸術活動の環境整備

市民による活発な文化芸術活動は、本市の文化芸術を支える重要な基盤です。しかし、今後確実に訪れる人口減少社会の到来は、その基盤の脆弱化を招く大きな懸念となります。

市民の文化芸術活動が将来にわたり安定して行われるためには、あらゆる主体と協力し、人的、金銭的等のあらゆる面で活動を支えるための環境を一体となって整備することが必要になります。

・深刻な文化芸術の担い手不足 ⇒ 視点②：文化芸術の未来への継承

文化芸術は、長い年月をかけて多くの人々の力によって形づくられるものですが、少子高齢化の進展は深刻な後継者不足、文化芸術団体等を構成するメンバーの高齢化を招き、活動の硬直化、単調化から、円滑な継承の妨げとなる恐れがあります。

そのため、すべての人々が文化芸術を担い、その継承者となりうるものとして捉え、活動を始めるきっかけづくりや継続的な活動につなげられるよう、それぞれの対象に合わせた断続的な支援が求められます。

・地域コミュニティの衰退への懸念 ⇒ 視点③：文化芸術による居場所づくり

居住年数の浅い若い世代や単身者は地域とつながる機会が比較的少なく、地域との関係性が希薄となる傾向にあります。また、そのような世帯の増加は地域コミュニティの衰退の一因ともなることから、人と地域をつなぐ取り組みが求められています。

そのことから、文化芸術が活気あるコミュニティ形成の契機となるものとして一層の期待が寄せられています。地域の中で誰もが気軽に集える「文化芸術による居場所づくり」を推進するため、あらゆる分野との連携を図る必要があります。

(2) 幅広い情報通信技術 (Information and Communication Technology:以下、ICT) の活用

パソコン技術の向上やインターネットの普及によるICTの発展は、今やあらゆる分野で活用が進み、私たちの生活に多大な利便性をもたらすものとして一定の地位を占めるようになっていきました。そして、このような技術の発展および活用は今後ますます加速するものと予想されます。

その主な原動力となっているのが、スマートフォンの急速な普及であり、平成29年版(2017年版)情報通信白書(総務省発行)によれば、平成28年(2016年)には国内の世帯単位で7割、個人単位でも5割を上回る保有率となっており、平成23年(2011年)からの5年間と比較して約4倍にまで上昇しています。

そして、スマートフォンの普及と同時に広がりを見せるSNSの発展は、誰もが情報の発信者として短時間かつ広範に情報を伝達することを可能にし、また、それらを楽しむことを容易にするなど、情報伝達の在り方を大きく変容させました。

これらICTを文化芸術活動に活用することで、その成果の普及や発信および享受を通じ、広範な人と文化芸術とのつながりを強め、多様な活動の展開に大きく貢献することが期待されます。

一方で、ICTの発展は、人と人とのコミュニケーションのあり方を大きく変え、その場いながら世界中とのあらゆるつながりを生み出す反面、直接対面して交流する機会を減少させ、「Face to Face」による人間関係、コミュニティの希薄化が指摘されるなど、新たな社会的課題として認識されています。

このような課題に対して、他者と共感し合う心を養い、人間相互の理解を促進するという文化芸術の社会的価値が見直され、その役割に大きな期待が寄せられています。

・あらゆる情報が溢れる社会 ⇒ 視点①：情報発信のプラットフォームの構築

文化芸術に関する情報は、市のほかに各施設、文化芸術団体等がそれぞれ発信しており、情報が分散している状態にあります。あらゆる情報が溢れる現代において、そのような情報が埋もれ、必要としている人の目に触れられないという事態が発生しています。

文化芸術に関する情報発信機能を強化するため、分散している情報を集約、整理するプラットフォームを構築し、誰もが容易に必要な情報を得られるよう、効果的な情報提供の在り方への転換が必要になります。

・新たな情報媒体の活用 ⇒ 視点②：SNS等を活用した情報媒体の充実

本市の情報発信は、広報やまを中心、ホームページ等を媒体に行っていますが、その効果は一定程度にとどまり、必ずしも必要な情報が届いているとは限りません。特に若い世代は、上記のような情報媒体に触れる機会が少なく、イベント等の認知状況も良くないのが現状です。

あらゆる世代に対して確実に情報を届け、文化芸術とつなぐため、従来の広報媒体に加え、若い世代を中心に利用が進んでいるSNS等の活用を推進します。

・人と人とのつながりの希薄化 ⇒ 視点③：文化芸術活動による交流の促進

顔の見えないICTによる人間関係の構築は、人と人とのつながりを希薄化させる懸念があります。特に、人の生き方や考え方が多様化する現代にあっては、ひとり一人が互いの生き方や考え方を理解し、認め合うための本質的なコミュニケーションが必要とされています。

文化芸術を通じた交流には、人と人とが直接出合いやふれあう機会を生み出すとともに、そのつながりを深め、一層広げていくことが期待されています。

(3) 地域の魅力を創出し、独自性のあるまちの実現

日々グローバル化が進む我が国では、多くの人々が国境を越えて行き交い、国内外の交流が盛んに行われています。特に文化芸術を通じた国際交流は、文化の多様性や互いの価値観への理解を促進することからその重要性が一層増しています。

一方で、前項で取り上げたICTの発展も相まって、人と人との交流のほか、その場にいながら国内外のあらゆるモノやサービスの提供を受けられるようになりました。このことは、地域の個性が損なわれる「文化の均質化」を招き、市民の地域に対する愛着意識を薄れさせることが懸念されています。

そのためには、より多くの市民が地域に愛着を感じ、「住み続けたい」と思われるまちづくりの取り組みが必要であり、文化芸術の観点からは、その多様な価値をまちづくりに生かし、大和らしい魅力あるまちを形成することが求められます。

また、「東京2020大会」はスポーツの祭典と同時に文化の祭典であることから、我が国では、これを契機とする「文化プログラム」の全国展開を図ることとしています。各地域の文化芸術を広く発信するとともに、「文化プログラム」によって創出された新たな文化芸術の価値を大会開催後も遺産（レガシー）として残し、まちの魅力として活用していくことを考えなければいけません。

・多様な文化に親しむ ⇒ 視点①：文化芸術を通じた国際交流

本市には75ヶ国という多様な国籍、地域と、総人口のおよそ3%にあたる6,500人を超す外国人市民が在籍しており、そのうち少なくとも60%以上が永住者として暮らしています。

このような方々の存在は、本市の多様な文化を形成する上で重要な役割を担っていることから、「条例」に掲げる「多文化共生のための施策」の更なる推進を図り、文化芸術による国境を越えた交流が活発になることは、大和らしさを創出する大切な要素となります。

・地域への理解、愛着を育む ⇒ 視点②：歴史的文化財の保存および活用

地域に伝わる伝統行事や歴史的な文化遺産の数多くは、市民の貴重な財産として継承されています。これら文化財は地域の歴史や文化を認識させ、地域への理解や愛着を育み、個性あるまちづくりの基礎となるものです。

文化財を確実に次代へ継承しつつ、公開、活用等の積極的な鑑賞機会の提供を通じ、文化財に対する市民への理解と、新たな価値の創出を図ることが求められます。

・まちの活力を増進する ⇒ 視点③：文化芸術によるまちの魅力づくり

文化施設等で行われる文化芸術活動は、その周辺の観光、産業、まちづくりなど、まちの活力を増進するあらゆる分野への波及効果が極めて高いものと考えます。

これらの分野との連携を密にし、文化芸術による魅力あるまちの形成につなげることで、「住み続けたい」、「住んでみたい」と選ばれるまちの実現に寄与するとともに、それによって得られた成果を文化芸術の振興に生かす総合的な取り組みが必要になります。

計画の体系

計画の基本的な考え方

目指すべき姿

施策目標と方策

取り組みの方針

計画の体系図

(1) 計画の基本的な考え方

- ・「条例」には、本市において文化芸術振興の総合的な推進を図る目的と基本理念が示されています。
- ・この考えは、「本計画」で掲げる目指すべき姿や施策を進めるうえでの基本となるものです。

大和市文化芸術振興条例

第1条（目的）

- この条例は、文化芸術振興についての基本理念、市民の役割、市の役割及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条（基本理念）

- 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることをかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。
- 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。
- 文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。
- 文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。

(2) 目指すべき姿

- ・文化芸術は、人々の心に潤いや安らぎ、豊かな心を育むもの、人と人とのつながりを深め、まちを活気づけるものとして、大きな期待が寄せられています。
- ・また、地域固有の文化や歴史を守り、市民による多彩な文化芸術活動を育てることは、まちへの誇りと愛着を育み、地域の個性と魅力の創出に大きな役割を果たします。
- ・本市では、文化芸術振興の総合的な推進を図り、心豊かで潤いのある市民生活および活力ある地域社会を実現するため、文化芸術によって人・まち・社会が輝ける「文化の薫るまち 健康都市やまと」を目指します。

心豊かで潤いのある市民生活、活力ある地域社会の実現

イメージ化

文化の薫るまち 健康都市やまと

(3) 施策目標と方策

前項に掲げる「目指すべき姿」を実現するため、「第2期計画」を継承し、6つの施策目標を設定します。また、施策目標ごとに方策を見直し、文化芸術振興の総合的な取り組みを推進します。

(4) 取り組みの方針

各施策目標をより実効性のあるものとするため、文化芸術を取り巻く社会状況の変化等を踏まえて「取り組みの方針」を設定し、重点的に取り組むべき方策を選定します。

エンパワーメント ～市民の創造力・文化力の向上～

誰もが文化芸術に親しみ、主体的かつ自発的に活動を行うため、発表の機会の提供や活動を支える仕組みづくりや人材の育成等の環境整備に取り組みます。

また、文化芸術による交流は、人と人の相互理解を深め、活気あるコミュニティ形成の契機にもなることから、地域の中でさまざまな文化芸術と出会う機会を増やします。

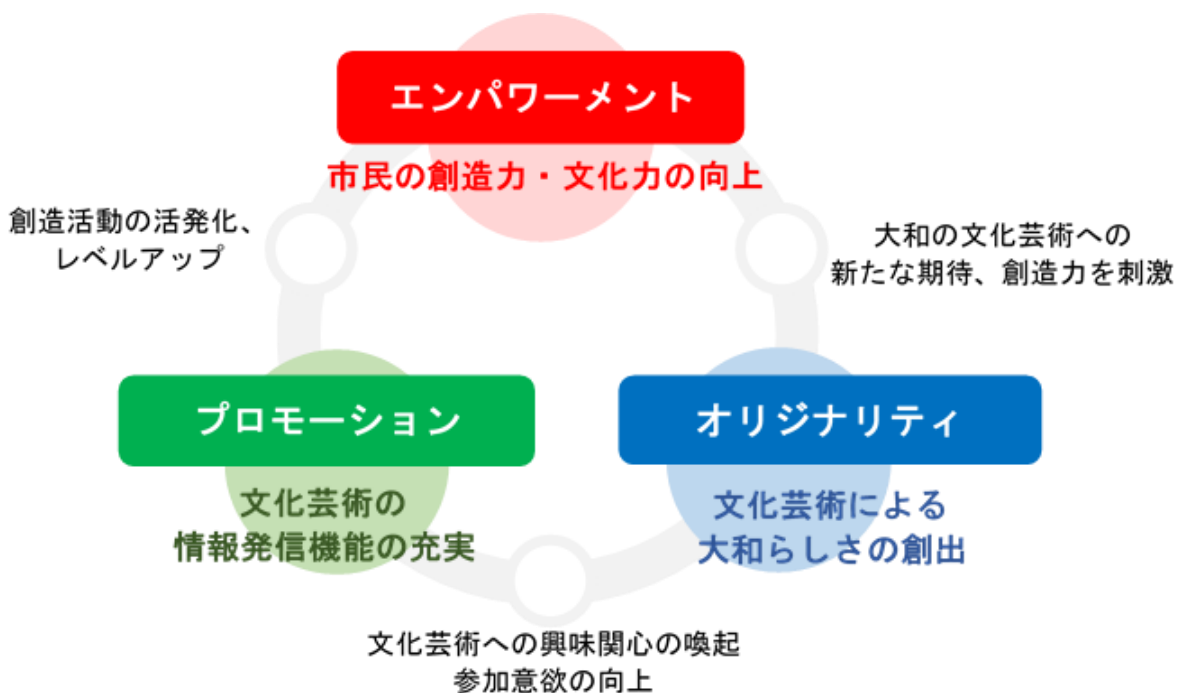
プロモーション ～文化芸術の情報発信機能の充実～

市内で行われている多彩な文化芸術活動に関する情報を確実に市民に届け、興味や関心、参加意欲の喚起を促すための工夫を凝らしつつ、あらゆる媒体を活用した情報発信機能の充実に図ります。

オリジナリティ ～文化芸術による大和らしさの創出～

大和で守り育てられてきた文化的魅力や地域の伝統行事、地域特性を生かし、個性的で独自性のある文化芸術事業を展開することで、まちの魅力を高め、文化芸術により大和らしさを創出します。

上記の3つの要素を基本的な取り組みの方針として設定するとともに、各要素が関連し合うことによって生まれる相乗効果を最大限発揮することで、各施策目標の実効性を高め、文化芸術振興の総合的な取り組みを一層推進します。



施策目標と方策

①市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める

本市では、「条例」に掲げる基本理念の中で、文化芸術を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であることを謳い、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくることを目指しています。

この基本理念を具現化するためには、高齢の方や障がいのある方、小さい子ども連れの方等、すべての市民が文化芸術を親しむことができ、主体的に活動に参加できるよう、一人ひとりの状況に応じた取り組みを推進していくことが重要です。

また、文化芸術によって生み出される多様な価値は、福祉や産業、まちづくりといった市民の生活に関わるあらゆる場面に様々な恩恵をもたらし、他の行政分野が抱える課題の解決に貢献してきました。

誰もが生きがいを持って、より豊かな生活を送ることができるよう、文化芸術そのものの振興にとどまらず、あらゆる分野との連携を一層深めていく必要があります。

平成28年（2016年）11月3日に開館した「やまと芸術文化ホール」では、質の高い文化芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、そこで行われるトップアーティスト等との交流は、市民の文化芸術への理解を深め、創造意欲を掘り起こすなど、市民の主体的な活動につながるきっかけとなっています。

この文化創造拠点を中心に、多様な担い手と協力、連携をしながら、市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深めるための取り組みをさらに推進します。

方策 1-1：誰もが文化芸術に日常的に親しめる環境の整備 エンパワーメント

年齢や障がいの有無、経済的な状況等に関わらず、身近な場所で日常的に文化芸術に触れ、親しむことのできる機会の提供等を通じ、誰もが文化芸術に携わるとともに、気軽に集える「居場所」として活用できる環境の整備を進めます。

方策 1-2：市民の自発的かつ主体的な文化芸術活動への支援

市民の文化芸術に対する関心や創造意欲を創出するきっかけづくり、そして継続的な文化芸術活動につなげていく取り組みを、多様な担い手と協力、連携をしながら、個々の状況に応じて、相談や創造、発表の機会および場の提供等の支援を行います。

方策 1-3：芸術性の高い文化芸術を鑑賞する機会の充実

市民が、喜びや感動を味わうとともに、芸術的感性を磨き、創造意欲を高めていくことができるよう、トップアーティスト等による芸術性の高い文化芸術作品や舞台芸術を鑑賞する機会を充実させます。

方策 1-4：文化芸術の力を社会へ生かす取り組みの推進

文化芸術には福祉や産業、まちづくりといった市民の生活に関わるあらゆる分野への波及効果のほか、人と人との出会いや交流のきっかけを生み、そのつながりを深めることが期待されています。これらの分野に関わる施策との協力、連携を深め、文化芸術の力を広く社会へ生かす取り組みを推進します。

②地域の文化を大切に守り、次代につなぐ

I C Tの発達やグローバル化の進展により、人やモノ、サービスの往来が増え、地域文化の均質化が懸念される中であって、大和に息づく地域の文化を守り、大切にすることを意識を醸成することへの市民の期待が寄せられています。

本市には、我が国の旧石器時代の研究を塗り替えた月見野遺跡群をはじめ、歴史の重みを感じさせる建造物、地域に伝わる伝統行事等、歴史のある文化遺産が数多くあり、市民の貴重な財産として継承されています。また、人と自然との関わりの中で作り出されてきた歴史的、文化的な景観も多く残されています。

これらは大和の歴史や文化への理解を促し、市民の地域への愛着を育むとともに、地域の個性や特徴を形作るなど、大和らしい魅力的なまちづくりを推進するために欠かせない要素となっています。

しかし、これらは日常生活の中に当たり前のように溶け込んでいることから、その存在や価値に気づいていない市民は多くいるように思われます。特に、最近になって本市に住み始めた市民にとっては、それらを知る機会が少ないことも課題です。

このような文化遺産の紹介、歴史的資源の積極的な活用を通じ、確実に次の世代に引き継ぐための取り組みを進めます。

方策 2-1：歴史的資源の保存、継承、活用の推進 **オリジナリティ**・**プロモーション**

市内に存在する歴史的資源を市民の貴重な財産として確実に後世に継承するため、文化財の調査、修復、保存を適切に行うとともに、これらが大和の魅力を形成する一つととらえ、歴史および文化を生かしたまちづくりのため、鑑賞機会の提供等の積極的な活用を推進します。

方策 2-2：地域の歴史・文化を知り、学ぶ機会の充実

地域の歴史や固有の文化、生活に根ざして発展した祭や年中行事は、大和の地域文化への理解を深め、地域への愛着を育むことから、歴史文化施設のほか、学校や図書館、その他公共施設等でこれを知り、学ぶ機会を充実させます。

方策 2-3：大和らしい歴史的・文化的景観の発掘、発信

映画やTV、CM等の撮影ロケーション地としてのプロモーション、撮影支援を行うフィルムコミッション事業等を通じて、歴史が感じられる街並みや文化的景観等の大和らしい景観を掘り起し、広く発信します。

③すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる

本市で生まれ育つ子どもたちには、文化芸術の美しさ、楽しさ、優しさにできるだけ多く触れ、豊かな感性、人間性を身につけてほしいと考えます。

子どもの頃に出会った感動は、新鮮な驚きであり、成長して大人になっても忘れることはありません。感受性の高い時期に、さまざまな文化芸術に触れる機会を提供することは、文化芸術に対する関心を高めるだけでなく、想像する力や表現力、他者を理解する心を育てるという点からも大切な取り組みとして、寄せられる期待は一層増しています。

また、子どもたちは、次代の文化芸術の担い手として大いに期待されており、文化芸術活動に取り組む子どもを増やすことは、ひいては本市の文化芸術の継承、発展にもつながります。

将来を担う子どもたちが輝く未来に向かって健やかに成長していけるよう、あらゆる担い手が協力し合い、一体となって文化芸術に親しめる環境をつくります。

方策 3-1：文化芸術の本物の輝きに触れる機会の充実 **エンパワーメント**

子ども、親子を対象とした公演や体験型ワークショップ、美術作品の見方を深めていく美術鑑賞授業等、あらゆる担い手と協力、連携を図りながら、すべての子どもが質の高い文化芸術に触れることで、創造することや本質的なコミュニケーションの楽しさが実感できる機会を充実させます。

方策 3-2：子どもの文化芸術活動をサポートする体制の整備

子どもたちの文化芸術に対する興味、関心を効果的に引き出すために、様々なジャンルにおいて、子どもの文化芸術活動をサポートするため、文化芸術団体等と協力、連携を図りながら、体制の整備を進めます。

方策 3-3：創造活動の成果を発表する機会の充実

子どもを対象としたコンクールや発表会、展示会等の開催及び支援を行い、子どもたちが文化芸術活動を通して、自己表現を行うことのできる機会を充実します。

④文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる

継承と創造は、文化芸術の重要な両輪であり、この二つが機能して初めて、個性豊かな文化が形づくられます。

大和の文化芸術を将来にわたって発展させていくためには、若い世代や新たな挑戦をする市民、文化芸術団体等の活動を活発にし、文化芸術を先導する意欲的な人材を市内に増やしていくことが必要です。

これまで、文化芸術の継承、創造の担い手として若い世代を対象とした取り組みに注力していましたが、昨今の少子高齢化の進展は深刻な担い手不足を招き、円滑な文化芸術の継承を妨げる恐れがあります。そのため、年齢等に関わらず、すべての市民が文化芸術の担い手になり得るものとして捉え、それぞれの対象に合わせた支援することが今後必要な取り組みとなります。

また、文化芸術団体等を構成するメンバーの高齢化によって継続的な活動が困難になりつつあるなか、関係者と調整し、事業全体をまとめる「文化コーディネーター」や活動をサポートする「運営ボランティア」は、文化芸術振興の取り組みを推進するうえで欠かせない存在となっています。

このような文化芸術への支援者に対して、活動の場の創出を図りながら、制度として確立することで、積極的な人材確保に取り組んでいく必要があります。

大和の文化芸術をあらゆる立場で先導しようとする意欲的な市民が、自らの能力を最大限に発揮し、文化芸術の牽引者となるよう、その発掘、育成に力を注いでいきます。

方策 4-1：文化芸術活動を支える仕組みの整備 **エンパワーメント**

年齢や障害の有無、経済的な状況等に関わらず、誰もが文化芸術振興の担い手として関わることのできる仕組みを整備するため、文化コーディネーターや運営ボランティア等を育成し、その活動を支援するための制度を設立します。

方策 4-2：若者の創造活動への支援

豊かな才能を持った若い世代の創造活動の一層の促進を図るため、イラストレーションのジャンルのほか、音楽、演劇等の舞台芸術においても、創造性を最大限発揮し、ステップアップを図ることのできる機会を提供していきます。

方策 4-3：伝統文化継承者の育成

市民が大和の民俗芸能、伝統文化を習得できる機会を提供し、その継承者の育成につなげるとともに、無形民俗文化財の保存団体等が行う継承活動を支援し、映像等による記録保存を進めます。

⑤大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする

本市では、市民の主体的な活動により様々なジャンルの文化芸術イベントが市内各地で展開されており、それらを求めて市内外から多くの人が本市を訪れています。しかし、これらの情報はいまだ十分に行き渡っているとは言えず、大和の文化芸術の魅力を知っている、感じている人を一層増やしていく必要があります。

ほかにも本市には、歴史的、文化的な価値を有する施設や文化芸術の薫りあふれるホール、ギャラリー、ミュージアムといった民間の施設も数多くあるほか、各ジャンルにおいて第一線で活躍する芸術家や文化芸術団体、文化人も多くいます。

こうした魅力的な文化資源や優れた担い手に光をあて、市内外の人々にはっきりと目に見える形で表現、発信することは、市民はもとより、市外の人々に対しても、大和の文化芸術に対する関心、文化的なイメージをさらに高められると考えます。

また、「やまと芸術文化ホール」は開館以来高い稼働率を維持しているほか、日々催される質の高い文化芸術イベントは集客力が高く、最寄りである大和駅を中心とする人の流れを大きく変えています。この「やまと芸術文化ホール」の影響力を軸にして、市内の各文化施設や観光部門等との連携、情報発信力の強化を図り、大和の文化芸術の魅力を内外にアピールしていきます。

方策 5-1：文化芸術に関する情報発信力の強化 プロモーション

文化芸術に関する情報を集約し、その魅力が適切に伝わるよう目的や対象を明確にしたうえで、スマートフォン等のICTおよびSNSを活用した幅広い情報発信に取り組みます。

方策 5-2：多くの人を惹きつける文化芸術イベントの開催

大和の文化芸術の魅力となっている「神奈川大和阿波おどり」や「中央林間手づくりマルシェ」、「渋谷よさこい」等の観光文化イベントの実施や開催支援をします。また、やまと芸術文化ホールを中心とした大規模な文化芸術イベントを実施します。

方策 5-3：文化芸術の振興に寄与した人の顕彰

市内を中心に優れた創造、創作活動を行っている芸術家や、大和の文化芸術の発展に貢献された人を顕彰し、これら文化芸術の担い手とその活動を大和の文化芸術の魅力として市内外へ発信します。

方策 5-4：文化創造拠点と地域をつなぐ取り組みの推進

「やまと芸術文化ホール」を拠点として、市内の各文化施設等との連携事業の展開を一層図り、地域が一体となって大和の文化芸術の魅力を広くアピールする取り組みを進めます。

⑥多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

大和市は、厚木基地を抱え、かつてインドシナ難民の定住促進センターが存在していたこともあり、早くから多様な文化を肌で感じてきたまちです。

現在では、中国やペルー、韓国、フィリピン等、約75の国と地域の外国人が生活を営んでおり、これは他市にはない大和の特性の一つといえます。

このように多様な文化と生活習慣が集まる本市では、日本人市民も外国人市民も生活者の一員として互いの価値観を認め合い、ともに安心して暮らすことができる社会をつくる必要があります。

文化芸術は、私たちの生活の中で、人と人とをつなぐ架け橋となるものであり、言葉の違い、文化の違いを越えたより良い人間関係を築きます。

こうした文化芸術の力を生かし、市内に暮らす外国人市民はもとより、海外友好都市との国際交流を充実させ、多文化共生社会の実現に貢献していきます。

方策 6-1：文化芸術を通じた多文化交流の機会の充実 **オリジナリティ**

「東京2020大会」を契機として実施される「文化プログラム」をはじめ、日本人市民、外国人市民がともにつくる文化芸術イベントの開催やその参加を支援するなど、文化芸術による多文化交流の機会を充実します。

方策 6-2：海外都市との文化芸術交流の推進

市民相互の国際理解と都市間の友好をさらに深めるために、光明市をはじめとする海外都市との音楽や伝統芸能等の文化芸術交流を推進します。

方策 6-3：世界の文化芸術に触れる機会の創出

日本人市民と外国人市民との相互理解を促す契機とするため、国際交流を図るイベント等を通して、外国の文化や芸術に触れる機会をつくります。また、日本の伝統的な文化や地域の文化を外国人市民に紹介する活動を推進します。

(5) 本計画の体系図

条例で示す文化芸術振興の目的

- 心豊かで潤いある市民生活
- 活力ある地域社会

イメージ化

目指すべき姿

文化の薫るまち
健康都市やまと

文化芸術振興の総合的かつ計画的推進

条例で示す文化芸術の

- 文化芸術を創造し、享受することが人
- 市民が文化芸術に親しむことのできる環
- 市民の自主性及び創造性並びに文化芸術
- 守り育てられてきた文化芸術を継承す
- 市民と市は協力し、連携する。

施策目標

市民の暮らしと文化芸術との
つながりを深める

地域の文化を大切に守り、
次代につなぐ

すべての子どもが文化芸術に
親しめる環境をつくる

文化芸術の振興を牽引する
担い手を育てる

大和の文化芸術の魅力を
内外にアピールする

多文化共生社会の実現を目指し、
様々な文化に親しめる環境をつくる

の振興に当たっての基本理念

が人々の生まれながらの権利であることをかんがみ、
きる環境をつくる。
化芸術の多様性を尊重する。
承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造する。

具体的方策

取
り
組
み
の
方
針
に
基
づ
く
重
点
方
策
の
選
定

方策 1-1：誰もが文化芸術に日常的に親しめる環境の整備

方策 1-2：市民の自発的かつ主体的な文化芸術活動への支援
方策 1-3：芸術性の高い文化芸術を鑑賞する機会の充実
方策 1-4：文化芸術の力を社会へ生かす取り組みの推進

方策 2-1：歴史的資源の保存、継承、活用の推進

方策 2-2：地域の歴史・文化を知り、学ぶ機会の充実
方策 2-3：大和らしい歴史的・文化的景観の発掘、発信

方策 3-1：文化芸術の本物の輝きに触れる機会の充実

方策 3-2：子どもの文化芸術活動をサポートする体制の整備
方策 3-3：創造活動の成果を発表する機会の充実

方策 4-1：文化芸術活動を支える仕組みの整備

方策 4-2：若者の創造活動への支援
方策 4-3：伝統文化継承者の育成

方策 5-1：文化芸術に関する情報発信力の強化

方策 5-2：多くの人を惹きつける文化芸術イベントの開催
方策 5-3：文化芸術の振興に寄与した人の顕彰
方策 5-4：文化創造拠点と地域をつなぐ取り組みの推進

方策 6-1：文化芸術を通じた多文化交流の機会の充実

方策 6-2：海外都市との文化芸術交流の推進
方策 6-3：世界の文化芸術に触れる機会の創出

文化芸術振興の担い手と役割・モニタリング

文化芸術振興の担い手と役割

モニタリング（計画の進行管理）

(1) 文化芸術振興の担い手と役割

- ・ 条例では、市民と市が果たす役割をそれぞれ定めています。
- ・ 文化芸術振興の総合的な推進を図るため、市や事業者等の役割を明らかにするとともに、市民、文化芸術団体等に次のような役割を期待します。

施策目標		重点方策および方策	
施策目標 1	市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める	方策 1-1	<u>誰もが文化芸術に日常的に親しめる環境の整備</u>
		方策 1-2	市民の自発的かつ主体的な文化芸術活動への支援
		方策 1-3	芸術性の高い文化芸術を鑑賞する機会の充実
		方策 1-4	文化芸術の力を社会へ生かす取り組みの推進
施策目標 2	地域の文化を大切に守り、次代につなぐ	方策 2-1	<u>歴史的資源の保存、継承、活用の推進</u>
		方策 2-2	地域の歴史・文化を知り、学ぶ機会の充実
		方策 2-3	大和らしい歴史的・文化的景観の発掘、発信
施策目標 3	すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる	方策 3-1	<u>文化芸術の本物の輝きに触れる機会の充実</u>
		方策 3-2	子どもの文化芸術活動をサポートする体制の整備
		方策 3-3	創造活動の成果を発表する機会の充実
施策目標 4	文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる	方策 4-1	<u>文化芸術活動を支える仕組みの整備</u>
		方策 4-2	若者の創造活動への支援
		方策 4-3	伝統文化継承者の育成
施策目標 5	大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする	方策 5-1	<u>文化芸術に関する情報発信力の強化</u>
		方策 5-2	多くの人を惹きつける文化芸術イベントの開催
		方策 5-3	文化芸術の振興に寄与した人の顕彰
		方策 5-4	文化創造拠点と地域をつなぐ取り組みの推進
施策目標 6	多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる	方策 6-1	<u>文化芸術を通じた多文化交流の機会の充実</u>
		方策 6-2	海外都市との文化芸術交流の推進
		方策 6-3	世界の文化芸術に触れる機会の創出

◎主導して取り組みに関わる担い手

○行われる取り組みに参加、支援する主な担い手

		市民等		事業者等			市	
		市民	文化芸術団体 芸術家	やまと芸術文化 ホール運営者	財団 イベント観光協会	民間事業者 民間文化施設	市	教育委員会 学校
施策目標1	方策1-1	○	◎	◎	○	○	◎	○
	方策1-2	○	◎	○		○	◎	
	方策1-3	○	○	◎	◎	○	○	
	方策1-4	○	◎	○	○	○	◎	○
施策目標2	方策2-1	○	○		◎	○	◎	
	方策2-2	○			○		◎	◎
	方策2-3				◎	○	◎	
施策目標3	方策3-1		◎	◎	○	○	○	◎
	方策3-2	○	◎	○			◎	○
	方策3-3		○	◎	○	○	○	◎
施策目標4	方策4-1	◎	○	○		◎	◎	
	方策4-2		○	◎	○		◎	○
	方策4-3	○	◎		◎		○	○
施策目標5	方策5-1	○	○	◎	○	○	◎	○
	方策5-2	○	○	◎	◎	○	○	
	方策5-3		○			○	◎	
	方策5-4		○	◎	○	○	◎	○
施策目標6	方策6-1	○	○		◎	○	◎	
	方策6-2	○	○	○	◎		◎	○
	方策6-3	○	◎		◎	○	○	○

(2) モニタリング（計画の進行管理）

- ・施策目標に対応したモニタリング項目を設定し、計画の進行管理に使用します。
- ・計画の内容については、有識者と市民で構成する文化芸術振興審議会による点検結果と計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

施策目標	項目	第2期計画目標	現状	本計画目標
施策目標1 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める	過去1年間において1回以上文化芸術の鑑賞を行った市民の割合	80.0% (2018)	65.9% (2018)	80.0% (2023)
	自ら文化芸術活動を行っている市民の割合	40.0% (2018)	30.5% (2018)	40.0% (2023)
	文化や芸術活動が盛んに行われていると思う市民の割合	56.4% (2018)	45.7% (2016)	59.5% (2023)
施策目標2 地域の文化を大切に守り、次代につなぐ	大和市の歴史や文化は、しっかりと継承されていると思う市民の割合	41.5% (2018)	38.3% (2016)	45.5% (2023)
	歴史文化施設の利用者数	51,300人 (2018)	54,443人 (2017)	61,200人 (2023)
	つる舞の里歴史資料館企画展の認知状況	—	13.8% (2018)	20.0% (2023)
施策目標3 すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる	市立小・中学校それぞれの文化芸術鑑賞・体験1校あたりの実施回数の合計	3.9回 2.7回+1.2回 (2018)	4.7回 3.4回+1.3回 (2018)	5.0回 3.6回+1.4回 (2023)
	対話による美術鑑賞ガイドスタッフ1人当たりの児童数	—	5.9人 (2017)	5.0人 (2023)
	美術館等で対話による美術鑑賞を行った児童が美術作品に興味を持った割合	—	80.6% (2018)	85.5% (2023)

施策目標	項目	第2期計画目標	現状	本計画目標
施策目標4 文化芸術の振興を 牽引する担い手を 育てる	仮称：やまと文化芸術サポーター制度の設立	—	—	—
	イラストレーションデザインコンペの年間応募者数	600人 (2018)	317件 (2017)	470件 (2023)
	イラストレーションデザインコンペ入賞者への年間制作依頼件数	30件 (2018)	22件 (2017)	40件 (2023)
	やまと子ども伝統文化塾の受講者数	1,000人 (2018)	1,063人 (2017)	2,200人 (2023)
施策目標5 大和の文化芸術の 魅力を内外にアピ ールする	文化芸術イベント全体の認知状況	—	62.9% (2018)	75.0% (2023)
	やまと芸術文化ホール年間利用者数	230,000人 (2018)	306,018人 (2017)	324,000人 (2023)
	やまと芸術文化ホールホームページ年間アクセス件数	620,000件 (2018)	594,284件 (2017)	598,000件 (2023)
	YAMATO ART100として採用した文化芸術イベント数	—	102件 (2018)	100件以上 (2023)
施策目標6 多文化共生社会の 実現を目指し、 様々な文化に親し める環境をつくる	多文化共生・国際交流が行われていると思う市民の割合	30.0% (2018)	22.3% (2016)	29.5% (2023)
	文化芸術に期待する役割に「多文化共生」を挙げる市民の割合	—	13.7% (2018)	20.0% (2023)
	やまと世界料理の屋台村の認知状況	40.0% (2018)	16.3% (2018)	30.0% (2023)

付属資料

大和市文化芸術振興基本計画[第3期]（案）の諮問・答申

やまと市民討議会の開催結果

モニタリング項目と目標数値の設定理由

大和市文化芸術振興条例

大和市文化芸術振興条例施行規則

(1) 大和市文化芸術振興基本計画[第3期] (案) の諮問・答申

(2) やまと市民討議会の開催結果

- ・やまと市民討議会は、住民基本台帳から無作為に抽出した市民の方々へ参加を募り、市の取り組みに関するテーマについて議論していただくものです。
- ・「本計画」の策定に合わせ、これからの文化芸術を担う若い世代の方々を対象として、『「文化の薫るまち—やまと—」の実現のために』をテーマに話し合う機会としました。

【開催概要】

- 日 時 平成 30 年 9 月 30 日 (日) 10 時から 13 時 15 分
- 会 場 大和市民交流拠点ポラリス Room6, 7
- 参加人数 39 名 (うち、市内在学高校生 7 名)
- グループワークのまとめ

当日は 9 つのグループに分かれ、各グループに割り振られた 5 つのテーマごとに、目指す成果を達成するために必要な取り組みについて話し合っていました。その後、最も共感できるアイデアについて参加者全員で投票を行いました。

【5 つのテーマと目指す成果、提案されたアイデア】

テーマ		目指す成果
1	文化芸術をもっと身近に	文化芸術を鑑賞する市民の割合を増やす
<ul style="list-style-type: none"> ・合法落書き 落書きができるスペースを設置し、芸術に触れやすくする ・公園のトイレ”をおしゃれ(インスタスポット)にしてネットで拡散する ・子どものころから文化芸術に触れる！教育の場をつくる。 ・だれでも文化芸術に触れられる・・・SNS の活用！ ・大和出身のアーティストによる音楽教室を開いてもらう。 ・文化・芸術に関するイベントに合わせてフォトコンテストを開催(インスタ、You Tube etc...) 		
2	大和の歴史や文化を未来へ	大和市の歴史や文化がしっかりと継承されていると思う市民の割合を増やす
<ul style="list-style-type: none"> ・大和市週休 3 日条例制定～3 日のうち 1 日は大和の歴史や文化に触れる～ ・大和の歴史を「インスタ映え」させよう ・大和版ポケモン GO！の開催 		
3	文化芸術でまちの活性化	文化芸術が盛んに行われていると感じる市民の割合を増やす
<ul style="list-style-type: none"> ・大和市＝文化って言いたい ・大和映え動画 ヤマトンが Youtuber に？！ ・文化芸術のコミュニティ～同世代で集まれる場を作ろう～ ・“文化のゆりかご”で子育てを！ ・大和市と付き合いませんか？あなたの声を聞かせて！！～アンケート BOX の設置～ ・芸術ポイント差上げます 		
4	活発な文化芸術活動への参加	文化芸術活動をする市民の割合を増やす
<ul style="list-style-type: none"> ・「文化芸術活動」しやすいまちへ ・ランチ×イベント ・#(ハッシュタグ)芸術とつながりたい 		
5	もっと知って欲しい大和の文化芸術	文化芸術イベントの認知度を上げ、参加者を増やす
<ul style="list-style-type: none"> ・活気ある学生によるイベント運営 ・交通弱者の方へのサポート ・宣伝ポスター大改革！！ ・夕方の駅前でポップアップイベント～日常的に触れる文化芸術～ 		

(3) モニタリング項目と目標数値の設定理由

項目	計算式等	現状	目標	目標の設定理由
過去1年間において1回以上文化芸術の鑑賞を行った市民の割合	文化・芸術に関する市民アンケート調査で測定	65.9% (2018)	80.0% (2023)	10人中8人が文化芸術を鑑賞している状態にすることを目標としました。
自ら文化芸術活動を行っている市民の割合	文化・芸術に関する市民アンケート調査で測定	30.5% (2018)	40.0% (2023)	各事業において、文化芸術を体験する機会を増やし、毎年2%程度ずつ伸ばすことを目標としました。
文化や芸術活動が盛んに行われていると思う市民の割合	総合計画に関する市民意識調査で測定	45.7% (2016)	59.5% (2023)	文化芸術振興のための取り組みを推進し、毎年2%程度ずつ伸ばすことを目標としました。
大和市の歴史や文化は、しっかりと継承されていると思う市民の割合	総合計画に関する市民意識調査で測定	38.3% (2016)	45.5% (2023)	文化財に対する関心を高める取り組みを進め、毎年1%程度ずつ伸ばすことを目標としました。
歴史文化施設の利用者数	郷土民家園（カウンター数）＋つる舞の里歴史資料館＋下鶴間歴史資料館利用者（入園者＋入館者）数	54,443人 (2017)	61,200人 (2023)	郷土民家園（カウンター数）、つる舞の里歴史資料館、下鶴間歴史資料館3館の入園、入館者数を過去5年の最高値（61,216人）を目標としました。
つる舞の里歴史資料館企画展の認知状況	文化・芸術に関する市民アンケート調査で測定	13.8% (2018)	20.0% (2023)	本イベントの魅力をPRし、認知状況を毎年1%程度ずつ伸ばすことを目標としました。
市立小・中学校の文化芸術鑑賞・体験1校あたりの実施回数	文化芸術鑑賞・体験授業の年間実施回数合計 ／全市立小学校数＋同／全市立中学校数	4.7回 3.4回＋1.3回 (2017)	5.0回 3.6回＋1.4回 (2023)	芸術鑑賞授業、対話による美術鑑賞授業をすでに全小学校実施していることや授業時間数に限りがあることから、毎年いずれかの学校で1回程度ずつ増やすことを目標としました。
対話による美術鑑賞ガイドスタッフ1人当たりの児童数	美術鑑賞授業に参加した児童数の合計／ 美術鑑賞授業に参加したガイドスタッフの合計	5.9人 (2017)	5.0人 (2023)	子どもたちに質の高い美術鑑賞授業を提供するために必要なガイドスタッフの派遣人数（学校授業13人程度、美術館訪問16人程度）を確保することを目標としました。
美術館等で対話による美術鑑賞を行った児童が美術作品に興味を持った割合	対話による美術鑑賞に参加した児童のアンケートで測定	80.6% (2018)	85.5% (2023)	日ごろの授業を通して、児童が美術作品へ興味を持てるよう指導し、毎年1%程度ずつ伸ばすことを目標としました。

項目	計算式等	現状	目標	目標の設定理由
仮称：やまと文化芸術サポーター制度の設立	—	—	—	誰もが文化芸術の担い手として主体的に参加できる仕組みを制度化することを目標としました。
イラストレーションデザインコンペの年間応募者数	イラストレーションデザインコンペに応募した人数の合計	317件 (2017)	470件 (2023)	過去5年の最高値(463件)を踏まえ、それを上回ることを目標としました。
イラストレーションデザインコンペ入賞者への年間制作依頼件数	イラストレーションデザインコンペ入賞者にイラスト制作を依頼した年間件数	22件 (2017)	40件 (2023)	毎年3件ずつ増やしていくことを目標としました。
やまと子ども伝統文化塾の受講者数	やまと子ども伝統文化塾の受講者数の累計	1,063人 (2017)	2200人 (2023)	過去5年間の最高年間受講者数(200人程度)を踏まえ、日本の伝統文化を習得した子どもを倍以上にすることを目標としました。
文化芸術イベント全体の認知状況	文化・芸術に関する市民アンケート調査で測定	62.9% (2018)	75.0% (2023)	あらゆる情報媒体を活用するなど、文化芸術イベントを周知する取り組みを推進し、毎年2%程度ずつ伸ばすことを目標としました。
やまと芸術文化ホール年間利用者数	やまと芸術文化ホール(メインホール・サブホール・ギャラリー・マルチスペース)利用者数	306,018人 (2017)	324,000人 (2023)	文化芸術振興のための取り組みを推進し、毎年1%ずつ伸ばすことを目標としました。
やまと芸術文化ホールホームページ年間アクセス件数	やまと芸術文化ホールのホームページにアクセスした年間件数	594,284件 (2017)	598,000件 (2023)	文化芸術振興のための取り組みを推進し、毎年1%ずつ伸ばすことを目標としました。
YAMATO ART100として採用した文化芸術イベント数	YAMATO ART100として採用した文化芸術イベント数	102件 (2018)	100件以上 (2023)	過去5年の最多採用数(103件)を踏まえ、現状を維持することを目標としました。
多文化共生・国際交流が行われていると思う市民の割合	総合計画に関する市民意識調査で測定	22.3% (2016)	29.5% (2023)	第2期計画期間中の達成状況を踏まえ、毎年1%程度ずつ伸ばすことを目標としました。
文化芸術に期待する役割に「多文化共生」を挙げる市民の割合	文化・芸術に関する市民アンケート調査で測定	13.7% (2018)	20.0% (2023)	文化芸術による多文化共生社会の実現に貢献する活動を推進し、毎年1%程度ずつ伸ばすことを目標としました。
やまと世界料理の屋台村の認知状況	文化・芸術に関する市民アンケート調査で測定	16.3% (2018)	35.0% (2023)	国際化協会と協力し、本イベント魅力をPRし、2018年度の調査時に認知状況が最も高い大和市文化祭一般公募展(33.0%)を上回ることを目標としました。

(4) 大和市文化芸術振興条例

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術振興についての基本理念、市民の役割、市の役割及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。

2 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。

3 文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。

4 文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する役割を担うものとする。

(市の役割)

第4条 市は、第2条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民が文化芸術に親しむとともに、文化芸術を継承し、創造し、及び発信することができるよう環境の整備を図るものとする。

3 市は、文化芸術の振興を図るために、文化芸術活動を行う者及び団体、企業、国、神奈川県等と連携するものとする。

(子どものための施策推進)

第5条 市は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、子どもが文化芸術に親しむための施策を推進するものとする。

(多文化共生のための施策推進)

第6条 市は、国籍、民族等の異なる市民が互いの文化を認め合い、多様な文化が共生するための施策を推進するものとする。

(文化芸術振興基本計画)

第7条 市長は、文化芸術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大和市文化芸術振興基本計画を策定するものとする。

2 市長は、大和市文化芸術振興基本計画を策定し、又は改定しようとするときは、次条に規定する大和市文化芸術振興審議会の意見を聴かななければならない。

(文化芸術振興審議会)

第8条 文化芸術の振興に関する基本的な事項を審議するため、附属機関として大和市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する事項について調査審議し、答申する。

3 審議会が必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会の委員数は10人以内とする。

(顕彰)

第9条 市は、文化芸術の継承、創造及び発信に努め、本市の文化芸術に親しむ環境づくりに寄与したもののうち、その功績が特に顕著なものについて、顕彰に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(5) 大和市文化芸術振興条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、大和市文化芸術振興条例（以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の所掌事務)

第2条 条例第8条に規定する大和市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 文化芸術振興基本計画の策定、改定及び進行管理に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。
- (2) 文化芸術の振興に関する重要な施策等につき、市長に対し意見を述べること。
- (3) 文化芸術の振興のための表彰に関する事項につき、市長に対し意見を述べること。

(委 員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の文化芸術活動団体において活動する者
- (3) 市長が行う公募に応じた市民
- (4) その他市長が必要と認めた者

(会 長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員又は補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会 議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(顕彰の対象)

第9条 条例第9条の規定による顕彰は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化芸術賞 文化芸術の分野における活躍が顕著で、その功績を称えることが、市の文化芸術振興に寄与するものと認められるものに対して表彰する。
- (2) 文化芸術振興賞 市の文化芸術振興に長きにわたって貢献し、その功績を称える必要があると認められるものに対して表彰する。
- (3) 文化芸術未来賞 未来の活躍が期待され、その活動を称えることが、受賞者の活動を後押しし、ひいては市の文化芸術振興に貢献すると期待できるものに対して表彰する。

2 前項各号に掲げるもののほか、市の文化芸術振興に寄与するものと市長が認めるものについて表彰するものとする。

(被表彰者の選考)

第10条 被表彰者の選考は、市長の部局又は文化芸術活動団体の推薦に基づき、市長が審議会の意見を聴いた上で決定する。

(表彰の方法)

第11条 表彰は、表彰状及び記念品を授与することにより行う。

2 表彰は、毎年、国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日に行う。ただし、特別な事情のあるときは、この限りでない。

(庶 務)

第12条 審議会及び表彰の庶務は、文化振興主管課において処理する。

(委 任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

大和市文化芸術振興基本計画[第3期] (案)

平成31年(2019年)3月発行

発行・編集 大和市文化スポーツ部文化振興課

〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1-1-1

TEL: 046-260-5222 FAX: 046-263-2080

E-mail: bu_bunka@city.yamato.lg.jp

URL: <http://www.city.yamato.lg.jp/web/shakai/index.html>